

## 総動員戦略からイノベーション戦略まで (技術院・STAC・科学技術庁の政策)

一般財団法人 総合科学研究機構 特任研究員 國谷 実

本調査研究は、総動員戦略からイノベーション戦略まで（技術院・STAC・科学技術庁の政策）を一貫して眺めることを目的としたものである。

このためまず第1編において戦前の科学技術政策史を分析し、第2編においては第1編及び従来から行っていた戦後科学技術政策史研究の成果（主な成果は『科学技術政策 65 年史』として刊行）を踏まえ、総動員戦略からイノベーション戦略まで（技術院・STAC・科学技術庁）を分析した。

第1編においては、第1部として日本における総動員史、第2部として科学技術政策体制と科学動員・科学技術動員を分析した。

これは、国家総動員史の研究は多くなされているものの全体的な国家総動員戦略と個別の科学動員・科学技術動員戦略とは異なる内容が多いこと、戦前に現れた科学技術政策体制も国家総動員の要請の下でのみ生まれたものでは無いと推測されるからである。

第1部においては、第1章で総動員の全体鳥瞰として、動員・総動員の歴史的な意義と総動員を分析するための3つの要素である法令・組織・計画の要素を抽出・比較し、第2章で3つの要素の内、法令と組織について懲發令、軍需工業動員法と軍需局・国勢院、資源局、企画院・軍需省等と国家総動員法の相互の関係について分析した。最後に、第3章で国家総動員計画について、総合長期計画、単年度総合計画、単年度分野別計画を悉皆網羅して分析を加えた。

第2部においては、第1章で総合的科学技術政策の歴史として、「科学技術」という概念が行政に登場した昭和13年以降の動向を分析し、その意義は何であったのか、科学史家と技術官僚の議論を丹念に分析した。次に第2章で科学技術新体制確立要綱と技術院として国家総動員体制と一応別の視点に立つ「科学技術新体制確立要綱」の策定とその実施機関である技術院について考察を加えた。最後に、第3章において、国家総動員戦略の中に組み込まれた科学動員と科学技術動員の諸計画を分析し、他の国家総動員戦略（物資動員計画等）と大きく異なる政策原理により策定されたことを示した。国家総動員戦略は敗戦とともに廃止されたが、占領軍の進駐によりむしろ科学技術が規制されたことも付記した。

第2編では、第1部として昭和13年から現在までの科学技術政策通史を記述し、第2部として通史の中における科学技術政策のトピック（転換点）を分析した。

すなわち、第1部では、上述の戦前の科学技術政策、日本学術会議による科学技術政策、科学技術庁・文部科学省における科学技術政策を記述するとともに、科学技術会議を中心

として策定された包括的科学技術政策（科学技術政策大綱、科学技術基本計画など）を鳥瞰した。

[科学技術行政の組織と特徴]

年代	組織	備考
昭和 17～21 年	技術院	「科学技術」概念の確立
24～31 年※	日本学術会議 (科学技術行政協議会)	(学術研究会議及び日本学術振興会の解消)
31 年～平成 12 年	科学技術庁 (科学技術会議)	(人文科学の除外)
平成 13 年～現在	文部科学省 内閣府 (総合科学技術会議→ 総合科学技術・イノベーション会議)	①イノベーション政策の包含と内閣府 (特にイノベーション政策担当)の独立 ②新しい司令塔機能(宇宙・ライフなど) の独立 ③原子力安全・原子力規制の独立

※21～24 年は、科学技術政策を取りまとめる組織は存在していなかった時期がある。

最後に第 2 部では、第 1 章として日本学術会議問題、第 2 章として基礎研究政策への転換とその発展、第 3 章としてイノベーション戦略への転換を分析した。折しも、日本学術会議の見直し議論が行われている（令和 5 年 12 月～現在）が、その際議論で欠落している日本学術会議創設から昭和 31 年（科学技術庁創設）までの活動状況と問題点の資料を提供することができた。

以上のように「科学技術」概念が誕生してからの 80 年を鳥瞰してみると、「科学技術政策」とは基礎研究（学術研究）の振興と、その成果としての社会実装（社会還元）の様々な組み合わせであったと考えられる。

戦前の総動員時代にあっては国家目標の達成のために緊急研究などが促進されたが、それら成果の前提となる基礎研究（学術研究）や応用研究についてはその他の総動員計画のような顕著な統制が行われてはいなかった。

終戦後、GHQ による民主化は技術院の廃止など日本の科学技術行政の体制を大きく変更したが、一方で特定の研究については厳しく統制が行われた。

日本学術会議の発足はこうした GHQ による民主化に伴う科学技術行政の体制とすることができたが、その活動におのずと限界があり、日本学術会議や科学技術行政協議会の支援をした GHQ の撤退に伴い、科学技術行政は独立の科学技術庁において行われることになった。

科学技術庁は、その後行政改革に伴い文部科学省となったが、一貫して科学技術行政の主導権をとった（科学技術庁創設後、科学技術会議も発足した）。しかしその行政内容は時代に応じて変化を遂げ、当初の総合的な科学技術政策・計画や民間への成果の移転、やがて自主技術開発の根幹となる基礎研究の促進、日本の経済的な地位向上に伴う科学技術における国際的な調整などと発展してきた。現在最も大きな課題は、米国によって始まった

競争力強化のためにとられたイノベーション戦略に呼応した日本型イノベーション政策であり、科学技術・イノベーション政策として基本法や基本計画も策定されるようになった。

こうした長期的な視野から科学技術政策を考えることは、個別分野或いは時代時代の科学技術政策以上に、科学技術の長期的スキームを考えるために必要であるように思われる。過去の歴史の上に未来は築かれると考えるのである。